

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 3 議案第44号 和解及び損害賠償額の決定について
- 4 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 10 認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 11 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- 12 同意第1号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 13 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 14 陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
- 15 陳情第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書
- 16 陳情第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書
- 17 発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 18 発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 19 発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について
- 20 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 21 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 22 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 23 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（13名）

1番	塚田一男君	8番	渡辺正男君
2番	湯本るり子君	9番	山本光俊君
3番	白鳥金次君	10番	西宗亮君
4番	山本岩雄君	11番	小林克彦君
5番	湯本晴彦君	12番	徳竹栄子君
6番	布施谷裕泉君	13番	高山祐一君
7番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長	古幡哲也	議事係長	田村英則
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君
教育次長	小林元広君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	町田昭彦君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(高山祐一君) 本日は、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(高山祐一君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、9月20日の議会運営委員会に、町側から2件、議会側から3件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしく審議をお願いいたします。

次に、管外視察について申し上げます。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会の調査活動として実施しております管外視察調査につきましては、委員会ごとに11月末日までに実施されますようお願いいたします。

1 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

2 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 議事に入ります。

日程第1 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第

2 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案につきましては、去る9月7日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和4年9月22日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯 本 晴 彦

1. 委員会開催月日 令和4年9月14日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について

(以上2件 令和4年9月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第42号、議案第43号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

少し補足をさせていただきます。

議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは法人町民税において規模による均等割と税率による法人割がありまして、その法人割の変更になります。変更箇所は、法人税割の「税額」という文字を「税率」に直すのと、制限税率「100分の8.4」だったのを、標準税率を採用して「100分の6」に変更する内容です。

県の法人会連合会からは、毎年税率の低い標準税率を採用するように要望が上がってまいりました。北信地域では山ノ内町と中野市のみが税率の高い制限税率を採用しており、残りの市町村は皆、標準税率の100分の6ということで、山ノ内よりも低い税率を採用していました。

これが、6月に中野市議会が資本金1億円以下である法人について、制限税率と標準税率の中間の100分の7.2という中間税率に落としたことを機に、今回山ノ内町は100分の6という標準税率に変更するものであります。

委員会では、これにより町税の減収分が約600万円から700万円ほど見込まれるということなんですが、国も法人事業税交付金の地方への割合も増やしていること、そして我が町の事業者にとっては負担軽減となり、またコロナ禍ということもあるので、妥当ということになりました。ただ、タイミングとして、中野市と歩調を合わせるという必要はないとの意見もあり、今後の改正に関しては、町内企業を見据えて検討していくことを付け加えて、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号ですが、職員の育児休業に関する条例の全部を改正する条例の制定についてですけれども、これは人事院規則での改正に基づいた改正でございます。具体的には、育児休業の取得回数制限の緩和。産後8週までというのが、1歳までに延びるといったような育児休業の取れる期間の拡大。また、同様に非常勤職員の取得要件の緩和、また男性職員も取りやすくなるように柔軟化したり、育児短時間勤務の追加等になります。

委員会では、男性職員の育児休業の積極的取得という時代の流れもあり、より育児をしやすい環境整備になるということで、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。皆様方の賛成をお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第42号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第42号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 議案第44号 和解及び損害賠償額の決定について

議長(高山祐一君) 日程第3 議案第44号 和解及び損害賠償額の決定についてを上程します。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第44号 和解及び損害賠償額の決定について、ご説明申し上げます。

概要につきましては、経年劣化による鉄製の水路側溝から漏水が生じ、水路に隣接するコンクリートの駐車場構造物の底を洗掘し、亀裂や沈下を生じさせたものでございます。相手方の住所氏名は、山ノ内町大字平穏1142番地の2、山本猛志氏で、賠償金額は原形復旧に要する費用として468万6,000円です。

なお、補足の説明は、建設水道課長から申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） [議案に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） 議案第44号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第44号を採決します。

議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第44号 和解及び損害賠償額の決定について、原案のとおり可決されました。

-
- 4 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 5 認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 10 認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 11 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（高山祐一君） 日程第4 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの8件を一括上程し、議題とします。

ただいまの8件につきましては、去る9月7日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

徳竹予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 徳竹栄子君登壇）

予算決算審査委員長（徳竹栄子君） 12番 徳竹栄子。

それでは、令和3年度決算認定8件の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を9月8日、9日、12日、13日の計4日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会で、令和2年度決算及び令和3年度予算審査でつけた部会意見についての現況報告をいただき、審査に入りました。

町当局職員の皆様には、審査における丁寧な説明と詳しい関係資料を提出していただいたことに感謝申し上げます。

審査の概要ですが、9月12日、予算決算審査委員会全体会議で委員会採決を行いました。採決結果につきましては、認定8件のうち、第1号、第3号、第5号は賛成多数で、ほかの5件につきましては、全会一致で認定すべきものとなりました。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出の報告書に基づきまして、会議録への記載をお願いいたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和4年9月22日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 徳竹 栄子

1. 審査月日 令和4年9月8日・9日・12日・13日

2. 審査場所 役場委員会室

3. 審査議案

(1) 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(3) 認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について

(4) 認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(5) 認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(6) 認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について

(7) 認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について

(8) 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

(以上8件 令和4年9月7日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、部会会議、正副委員長部会長会議、さらに全体会議をもって結論とし

た。

5. 経 過

部会の審査区分

第1部会（部会長 湯本 晴彦）

- (1) 一般会計決算のうち総務課、農林課、観光商工課、建設水道課所管に係る費目
- (2) 有線放送電話事業特別会計決算
- (3) 公共下水道事業会計決算
- (4) 農業集落排水事業会計決算
- (5) 水道事業会計決算
- (6) (1)～(5)に属する財産に関すること

第2部会（部会長 白鳥 金次）

- (1) 一般会計決算のうち危機管理課、税務課、健康福祉課、消防課、会計室、議会事務局、教育委員会所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関すること

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

【総括意見】

令和3年度は、一昨年から続くコロナ禍収束の見通しが立たず、まん延防止等重点措置、さらには緊急事態宣言が発令され、不安を抱えたまま新年度がスタートした。

そのような中、7月23日から東京オリンピック、8月24日からパラリンピックが開催された。11月には、新たな変異株、オミクロン株が、世界中に感染拡大した。人流抑制政策などの各種制限による影響は2年連続となり、経済の回復にはまだほど遠い年度であった。

第6次総合計画（令和3年～12年）における前期基本計画（3年～7年）の初年度となる令和3年度一般会計決算規模は、歳入決算額85億2,458万円、歳出決算額は81億9,388万円で、前年度と比較して歳入額は3億8,203万円（4.3%）の減であり、歳出額は4億986万円（4.8%）の減となった。翌年度へ繰り越すべき財産を差し引いた額（実質収支）は、3億993万円となり、前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）は、881万円のプラスとなり、昨年度と同様黒字となった。

（歳 入）

町税は、固定資産税軽減措置により、1億8,117万円（11.3%）の減となった。

国庫支出金は、特別給付金の影響で9億2,973万円（44.1%）の大幅な減となった。

一方、地方譲与税・交付金関係は、地方消費税交付金、地方特例交付金などの増により、総額3億3,725万円（90.3%）の増となった。

地方交付税は、普通交付税で3億2,014万円の増、特別交付税は、除排雪経費の増などにより9,993万円の増となり、総額4億2,007万円（16.3%）の増となった。

繰入金は、有線放送電話事業特別会計が、令和3年度末での会計閉鎖に伴い剰余金を繰り入れたことにより1億408万円（87.8%）の増となった。

ふるさと納税は、2,824万円（9.2%）の増になり、3億3,650万円で過去最高額となった。

（歳出）

総務費は、危機管理費の創設、基金積立などが増となったが、特定定額給付金事業がなくなったことにより9億7,607万円の大幅な減となった。

商工費は、新型コロナ感染対応地方創生臨時交付金を活用し、主な事業として町内宿泊施設におけるクーポン券活用事業、観光地組織維持支援事業、おみせ応援支援金などを行ったが、プレミアム商品券事業がなくなったことにより1億5,634万円の減となった。観光商工事業者への継続的支援策が今後も必要不可欠である。

土木費は、豪雪により除排雪経費の大幅な増、湯田中温泉公園用地購入、本郷区民会館の避難所耐震改修補助などにより3億3,454万円の増となった。

教育費は、旧北小学校の面影を残したすがかわふれあいセンター整備などにより2億3,070万円の増となった。

衛生費は、新型コロナワクチン接種に係る事業費などにより9,681万円の増となった。

民生費は、住民税非課税世帯及び子育て世帯臨時給付金事業などにより7,024万円の増となった。

（まとめ）

第6次町行政改革の成果として、令和3年度財政健全化判断比率では、実質公債費比率は前年度比0.2ポイント改善し8%、将来負担比率も前年度比15.1ポイントと大きく改善し48.9%となった。また、経常収支比率も前年度より2.1ポイント改善された。

そして、ふるさと基金（寄附分）、財政調整基金などに5億476万円を積み立てたが、土地開発基金などで2億3,152万円を繰り入れたことから、令和3年度末基金積立残高は、前年度比2億7,324万円増の26億2,366万円となった。

しかし、現在において、町民の生活環境、特に観光商工事業者の経営は、コロナ禍の被害拡大、ロシアのウクライナ侵攻等により、原油、原材料価格の高騰などが要因で、厳しい状況下に置かれており、さらなる支援が求められている。

第7次町行政改革大綱による行政改革を強力に推進し、今まで以上に町民本位の効率的かつ質の高い行政サービスを行うとともに、スリムで効果的な行財政運営を行うことを切望する。

“未来に向けて共に邁進することを胸に”

【部会意見】

〔共 通〕

○地域おこし協力隊員が活動しやすく、定住しやすい環境整備にさらに努めること。

〔第1部会〕

1. 一般会計

(1) 総務費

○地域公共交通システムは、住民ニーズを的確に把握し、検証、検討に努めること。

○目的を明確にしたDX推進に取り組むこと。

(2) 農林水産業費

○雪害対策として農道除雪は適切な対応に努めること。

(3) 商工費

○ウィズ・アフターコロナに向けて、地域経済の回復と発展につなげること。

(4) 土木費

○新たな空き家等対策計画の周知に努めるとともに、有効な運用に万全を期すこと。

○社会体育館は解体に万全を期すとともに、跡地の有効な利活用に向けて取り組むこと。

2. 特別会計等

(1) 有線放送電話事業特別会計

意見なし

(2) 公共下水道事業会計

意見なし

(3) 農業集落排水事業会計

意見なし

(4) 水道事業会計

○新東部浄水場の建設と運用には万全を期すこと。

〔第2部会〕

1. 一般会計

(1) 民生費

○結婚活動応援事業は、様々なアイデアを活用し、成果が上がるように努めること。

(2) 衛生費

○ヘリカルCTによる肺がん検診をはじめ、各種がん検診は受診年齢の拡大を図ること。

(3) 教育費

○小学校の統合については、調査結果を踏まえてロードマップを明確にすること。

○総合型地域スポーツクラブの設立に向けては、町民の理解を得て、慎重に進めること。

○幼年期からの教育・子育て施策は、更に連携して進めること。

2. 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

○保険者努力支援制度については、評価が上がるようさらに努力すること。

(直営診療施設勘定)

意見なし

(2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

意見なし

以上でございます。

議長(高山祐一君) ただいま、予算決算審査委員長の報告で、1の審査月日から5の経過まで省略されましたが、会議録への登載は、報告書を調査し、要望のとおり登載することとします。

これより予算決算審査委員長から報告のありました8件に対して、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論、採決を行います。

認定第1号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男。

認定第1号 令和3年度一般会計決算の認定について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場から討論します。

令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大対策に追われた1年でした。当初予算は、歳入歳出74億5,702万円でしたが、決算では歳入が85億2,458万円、歳出が81億9,388万円と、結果的に前年度同様に大規模な決算額となりました。

歳入が膨らんだ大きな要因としては、当初24億1,900万円と見込んだ地方交付税が、基準財政需要額に臨時経済対策費など三つの算定項目が新設されたこと等により、29億9,617万円と5億7,717万円増となったこと、6億9,906万円と見込んだ国庫支出金が、新型コロナ地方創生臨時交付金や新型コロナワクチン接種事業費、子育て世帯等への特別給付金や特別支援事業補助金等で11億8,016万円と4億8,110万円増となったことが挙げられます。いずれも国の新型コロナ対策の大型補正予算によるものです。

歳出では、国の新型コロナ対策事業に加えて、大雪による町道除排雪費が過去最高になったことや、会計年度任用職員の手当標準化の影響もあり、人件費で1億788万円、物件費で9,877万円、これは共に対前年度比で8%と大幅に伸びています。事業量の増加もありますが、今後に向けては若干の不安が残ります。

一方で、基金積立は5億476万円、土地開発基金の取崩しがあったものの期末残高は2億7,324万円増の26億2,366万円となりました。

町の財政状況は、長引くコロナ禍と急激な物価高で苦しむ町民の暮らしやなりわいの現実とはかけ離れた内容と言わざるを得ません。町として独自の支援策が本当に十分であったか疑問が残ります。

新規事業の農業収入保険掛け金補助、出産育児祝い金、これは率直に評価をしたいと思います。

当初予算の審議でも問題点として指摘いたしました。介護保険低所得者対策助成金の半額化により、前年度助成額552万円だったものが、令和3年度では313万円となってしまいました。国による介護保険料の低所得者軽減がその理由との説明でしたが、そもそもこの軽減は消費税増税の影響緩和策であり、サービス利用料助成と全く別物であります。見直しを強く求めたいと思います。

また、統合小学校建設調査委託金88万円は、その調査結果について、いまだに何の説明、報告もなく、1校統合ありきで進む新たな小学校構想には危惧を覚えます。

社会体育館については、湯田中温泉公園計画に伴い、解体設計費369万円が執行されましたが、今後の新体育施設整備構想については全くの手つかずです。平成30年度からのスポーツ推進計画で、新たな社会体育館について具体的な検討を進めますとなっていました。議会や関係団体からの再三にわたる意見、アンケートに示された町民、とりわけ子供たちからの強い要望にもかかわらず、計画策定から4年もたつ今になっても、まともに検討すらしてこなかったことは本当に残念です。

また、国による強引なマイナンバーカード普及促進も賛成できません。

福祉灯油助成券については、灯油以外のエネルギーにも使えるように、また、福祉乗り物補助券については、町外のタクシー事業者にも使えるように、対象者の利便性を考慮し、その助成額も含めて改善、拡充を求めたいと思います。

コロナ禍の影響は、まだまだ尾を引きそうです。町当局には、今後町民の暮らしに寄り添い、感染拡大予防の徹底と疲弊した産業の立て直しに全力で立ち向かっていただくことを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

1番 塚田一男君、登壇。

（1番 塚田一男君登壇）

1番（塚田一男君） 1番 塚田一男です。

認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度の決算規模は、歳入が85億2,458万円、歳出が81億9,388万円で、予算現額85億

6,074万円に対し、歳入99.6%、歳出95.7%となりました。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業などの影響で、令和2年度と同様の予算規模となりましたが、歳入では町税において新型コロナウイルス感染症に関わる中小事業者等への固定資産税軽減措置などにより、町税合計1億8,117万円の減となりました。歳出では、令和2年度に実施された特別定額給付金がなくなった影響で、前年度比4億986万円の減となりましたが、すがかわふれあいセンター整備、新型コロナワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症に対応した各種事業並びに除排雪経費の増加などにより、80億円を超える大型決算となりました。

なお、令和2年度から令和3年度、そして現在も、新型コロナウイルス感染症との闘いの連続であります。このような中、時代の潮流を的確に捉え、住民や観光客、消費者ニーズを基に、次世代に夢と希望ある健康な町を目指した第6次総合計画が、令和3年度からスタートしました。計画の実現に向けて、町民と行政が一緒になって取り組む必要があると思っております。

また、現在もワクチン接種をはじめとして、様々な事業が展開されていますが、については町民目線に立ち、気を緩めることなく、竹節町長をはじめとする理事者、管理職並びに職員各位には、円滑な事業執行を進めていただきたくお願いいたします。

結びに、本件の認定について議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（高山祐一君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第1号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第2号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認

定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男です。

認定第3号 令和3年度国民健康保険特別会計決算の認定に対し、日本共産党議員団を代表し、反対の立場から討論いたします。

令和3年度当初予算は、県納付金の仮算定がほぼ前年度並みであったことから、保険税は据置きを前提に組まれていました。予算編成時の県納付金仮算定は4億1,868万円でしたが、予算計上は例によって2%増しの4億2,766万円、決算は4億1,005万円で、不用額1,760万円という結果でした。2%増しどころか2%減で不用額1,760万円は、その4%の誤差分ということです。何度も指摘していますが、そろそろ県納付金の2%増し算定はやめたほうがいいと思います。

保険税については、当初3億3,001万円に対し、3億3,701万円と700万円、約2%多い結果となり、収納率は対前年度比0.9%増の96.6%となりました。保険税算定の前提となる予定収納率は94.6%でしたから、ここでも2%の誤差が生じています。これについても何度も指摘させていただいておりますが、被保険者数に応じた国の予定収納率の推奨値は97%であり、これを採用すべきだと思います。保険税算定における歳入である保険税収入を少なめに見込み、歳出の県納付金は多めに見込むことで、結果として保険税が高くなるのは必然です。

保険税が高過ぎて、納めたくても納められない被保険者の分まで苦勞して納めている被保険者に負担を転嫁していることを自覚すべきです。

一方、基金については、当初3,174万円を取り崩し、年度末残高は2億1,291万円となる予定でしたが、逆に基金利子分の18万円積立てで2億4,608万円となりました。これも何度も指摘させていただいておりますが、今年度も基金は減りませんでした。それどころか、次年度への繰越金は3,912万円で、前年度の2,444万円に対し1,468万円、60%の増になりました。いわば、基金には積まない剰余金です。基金と繰越金の合計は2億8,520万円になり、被保険者数3,352人で割ると、1人あたりは8万5,000円以上にもなります。これを財源とすれば、平均10%の保険税負担軽減なら実に8年半分負担軽減できるということになります。

今後の保険税算定に当たっては、県納付金の2%上乘せをやめ、予定収納率を国推奨の97%とすることを改めて強く求めたいと思います。

高過ぎる国保税に苦しむ被保険者の皆さんに寄り添い、本気の負担軽減に取り組まれることを要望し、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長(高山祐一君) 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第3号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(高山祐一君) 起立10人で多数です。

したがって、認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第4号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男。

認定第5号 令和3年度介護保険特別会計決算認定に対し、日本共産党議員団を代表し、反対の立場から討論いたします。

令和3年度は、第8期介護保険計画初年度でした。3年に一度の保険料改定の年ですが、据置きということで、それが前提の予算となっていました。当初の保険給付費は17億223万円を見込みましたが、決算は16億4,245万円、対前年度比3.3%の増とはなりましたが、見込みより約6,000万円の減、対計画比では96%という4%減となりました。

歳入の国庫補助金である調整交付金は2,673万円の増がありました。これは、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合(後期高齢者加入割合)及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の額差調整のために交付されるものです。思わぬ収入

があれば思わぬ支出もあり、調整交付金と同額の過年度償還金2,673万円の増もあったことから、この点では歳入歳出は帳消しとなっています。

基金については、当初5,615万円の取崩しを予定していましたが、結果的には4,125万円減の1,490万円になり、積立ては392万円で、一見基金残高は約1,100万円減ったように見えます。しかし、前年度からの繰越金4,142万円に対して次年度への繰越金は5,778万円と、1,636万円の増であり、実質の剰余金である基金と繰越金の合計は538万円増えて、これは1人当たりの負担額にしますと、被保険者数で割ると、1人当たり5万5,665円にもなります。それは、第1号被保険者、65歳以上であります。第1号被保険者の皆さんの過大負担分にほかならず、痛みそのものであります。

当初予算の反対討論で、私はこれまでの反省に立ち、保険給付実績と今後の予測をしっかりと精査し、給付に見合った保険料設定となるよう強く要望してきましたが、残念ながら今回の保険料据置きでは、慢性的金余り状態は改善されませんと申し上げました。本決算は、まさに私が指摘したとおりの結果となりました。

ちなみに、お隣の中野市では、第8期は標準年額で僅か1,200円ではありますが、保険料を減額しています。町当局には、物価高と年金削減の中で苦しむ被保険者の皆さんの痛みを寄り添い、基金も活用して、給付に見合う思い切った保険料減額に踏み込んでいただきたかったと思います。本当に残念であります。

以上指摘して、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対して、賛成者の発言を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第5号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第6号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第7号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第8号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第8号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

12 同意第1号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長（高山祐一君） 日程第12 同意第1号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 同意第1号 山ノ内町教育委員会委員の任命について、ご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

任命同意を求めようとする氏名等は、次のとおりであります。住所、山ノ内町大字佐野1414番地、氏名、山本均、生年月日、昭和24年7月1日、任期は令和4年10月9日から令和8年10月8日までの4年間でございます。

提案理由につきましては、任期満了により引き続き再任するものでございます。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 同意第1号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号 山ノ内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、換気のため、3時5分まで休憩します。

（休憩）（午後 2時55分）

（再開）（午後 3時05分）

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書

議長（高山祐一君） 日程第13 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題とします。

陳情第5号につきましては、去る9月1日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれ委員長から審査の報告を求めることとします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇）

総務産業常任委員長（湯本晴彦君） 5番 湯本晴彦。

それでは、陳情審査について報告いたします。

令和4年9月22日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

総務産業常任委員長 湯本 晴彦

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第5号
2. 受理年月日 令和4年5月26日
3. 件名
(陳情第5号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
陳情者 中野市西条1008
中高地区労働組合連合会
議長 大久保 宗一
4. 付託年月日 令和4年9月1日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

この陳情ですけれども、最低賃金を1,500円以上を目指すことと、全国一律最低賃金制度にすること、そしてそれを可能にするために、中小企業・小規模事業者等への支援策の拡充の3点になります。

委員会では、OECDの主な国で、この20年間で1時間当たりの賃金増加率が50%以上になっているのが、日本ではマイナス5%と逆に下がっていること、そして2021年平均賃金でも韓国に抜かれてしまっていることなどから、この20年間の賃金上昇の低さが、今の日本経済の低迷につながっているのだらうという意見が出されました。

また、その一方で、時給1,500円以上を目指すというのは難があるという意見もあり、最終的に賛成多数で採択すべきものとして決定いたしました。

以上、よろしくお願いたします。

議長（高山祐一君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第5号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(高山祐一君) 起立11人で多数です。

したがって、陳情第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

14 陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

15 陳情第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書

16 陳情第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書

議長(高山祐一君) 日程第14 陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情から、日程第16 陳情第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書までの3件を一括上程し、議題とします。

陳情第3号につきましては、令和4年6月の第3回定例会において、社会文教常任委員会の閉会中継続審査となっております。また、陳情第6号及び第7号につきましては、去る9月1日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることとします。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

それでは、陳情第3号について、審査報告をさせていただきます。

令和4年9月22日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

社会文教常任委員長 白鳥金次

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議会規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号

2. 受理年月日 令和4年3月28日

3. 件名

(陳情第3号) 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

陳 情 者 神奈川県大和市中央2-1-15-5階
女性スペースを守る会 —LGBT法案における「性自認」に対し慎重な
議論を求める会—

4. 付託年月日 令和4年6月2日
5. 審査結果 趣旨採択すべきものと決定

それでは、審査の過程につきまして、若干説明させていただきます。

本案件は、前回6月議会におきまして審査をいたしましたけれども、トランスジェンダーにとっては、どのトイレを使うかが問題になるなどのことから、継続審査となりました。今回は二度の会議を開き、慎重に審査いたしました。

委員会の中では、小規模店舗等において建物の構造や面積などの制約から、共用1個が精いっぱいのところが多数である。また、経営上問題との意見がありました。また、陳情者が女性スペースを守る会—LGBT法案における「性自認」に対し慎重な議論を求める会—ということでもありますことから、陳情者の趣旨が事業所トイレにおける大原則である男性用と女性用に区別して設けることを今後も崩さず、不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからず維持し、女性の安全安心という権利法益を守るというこの本筋、我々はこの本筋のところまで賛同できるのではないかとということで、趣旨採択が妥当との意見がありました。

現在、日本では12人に1人がLGBTであると考えられております。私たちの接している人々の中にも存在している可能性が大いにあります。性別は見た目では二分されるものではありません。身体の性別、心の性別、誰を好きになるか、この三つの組合せで定義される性別、セクシュアリティは無限であります。個人の意思を尊重し、誰もが居心地のいい雰囲気づくりをしていくことが大切であろうというふうに思っております。

採決をした結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定いたしました。

皆様方のご賛同をお願いいたします。

続きまして、陳情第6号について、審査報告させていただきます。

令和4年9月22日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

社会文教常任委員長 白鳥 金次

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 令和4年7月22日
3. 件 名
(陳情第6号) 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制

度の堅持・拡充」を求める陳情書

陳情者 中野市一本木字太田455教育館内
長野県教職員組合下高井支部山ノ内単組
代表者 宮澤 聡

4. 付託年月日 令和4年9月1日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の過程について、若干説明させていただきます。

陳情の要旨は、コロナ禍において学校現場では、学びの保障や心のケア、感染対策など、不
断の努力を続けている中、新たな生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも、少人
数学級は、さらなる推進が必要であること、また、新学習指導要領への対応や貧困、いじめ、
不登校など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための時間を
十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するた
めには、更なる少人数学級と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠であり
ます。

また、義務教育費国庫負担制度については、2006年、三位一体改革の中で国庫負担率が2分
の1から3分の1に引き下げられました。これは、地方6団体が地方分権の観点から財源の地
方委譲を条件に、国庫負担の削減を主張したことが原因であります。厳しい財政状況の中、教
育の機会均等を目的として、独自財源により施策や処置が取られない自治体が多く、教育の格
差が生じる可能性が高まってきているのであります。

委員会では、ここ数年、国に意見書を提出しているが、議論の先が見えていない。再度提出
すべき。また、国の施策として子供たちが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請で
あり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。そして、教育は国の礎で
ある等々の意見がありました。

採決した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

皆様方のご賛同をお願いいたします。

続きまして、陳情第7号について、審査報告させていただきます。

令和4年9月22日

山ノ内町議会議長 高山 祐一様

社会文教常任委員長 白鳥 金次

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則
第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第7号
2. 受理年月日 令和4年8月4日

3. 件 名

(陳情第7号) 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書

陳 情 者 中野市一本木字太田455教育館内
長野県教職員組合下高井支部山ノ内単組
代表者 宮澤 聡

4. 付託年月日 令和4年9月1日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

審査の過程について、若干説明させていただきます。

当審査に当たっては、陳情者の出席を求め、説明をいただきました。本県へのへき地手当支給率が田中県政時代、2006年に大きく引き下げられ、国の基準では1級地で当町では北小学校が該当していました。8%のところを1%に下げられました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では省令に定める率に準拠し、へき地手当を支給しています。都市部との相対的な格差の拡大を感じ、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出が既に起こっているとのことでした。

へき地教育を取り巻く環境は厳しさを増している中、今後もへき地教育の特殊事情を理解し、へき地における教育の機会均等の確保、教育の水準の向上に向けた条件整備を図っていくことが必要であると、陳情者は理解していただきたいと強く語られておりました。

委員会の中では、県議会の中においても議論すべき、教員の人材確保の一つの要因でもある、へき地に勤務する教員に物心両面で支援するためにも、基準に準拠すべしなどの意見がありました。

採決した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

皆様方のご賛同をお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第3号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は趣旨採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長（高山祐一君） 起立9人、多数です。

したがって、陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情は、社会文教常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

陳情第6号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、陳情第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情第7号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、陳情第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

17 発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（高山祐一君） 日程第17 発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年9月22日 提出

総務産業常任委員長 湯本晴彦

令和4年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

ということで、意見書を読み上げます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大により、中小企業・小規模事業者等を中心に大きな打撃を受けている。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者となっている。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の計画的引上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年10月の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、長野県では908円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収150万~190万円(月の労働時間150時間で換算)である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で164円もの格差がある。

若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は、全国どこでも月24万円(税込み)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業・小規模事業者等への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業・小規模事業者

等を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を計画的に引き上げること。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業・小規模事業者等への支援策を最大限拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

長野県山ノ内町議会議長 高山 祐一

以上です。皆さんの賛同をお願いします。

議長（高山祐一君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立11人で多数です。

したがって、発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

18 発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

19 発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について

議長（高山祐一君） 日程第18 発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について、及び日程第19 発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出についての2件を一括上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年9月22日 提出

社会文教常任委員長 白鳥金次

令和4年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を朗読いたします。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

2021年度からの5年計画で、小学校は35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。長野県内では1月27日から「まん延防止等重点措置」が適用され、3月6日に終了となりました。「小学校の新規陽性者数は依然として高い」「分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられている」などと分析され、30人規模学級を実施している県内でも分散登校等の継続方針が示されました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件

整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議員 高山 祐一

皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、発委第6号に移ります。

発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年9月22日 提出

社会文教常任委員長 白鳥 金次

令和4年9月 日 議決

山ノ内町議会議員 高山 祐一

それでは、意見書を朗読いたします。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例

で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本件においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっておりますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本件の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。

記

- 1 へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月 日
長野県知事 様
長野県議会議長 様

山ノ内町議会議長 高山 祐一

皆様方のご賛同をお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより発委第5号について、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第6号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

20 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

21 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

22 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

23 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(高山祐一君) 日程第20 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（高山祐一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日から本日までの22日間の会期でありましたが、令和3年度各会計決算認定をはじめ、補正予算4件、条例の制定2件、人事案件1件など多くの重要案件が慎重に審議されました。とりわけ令和3年度一般会計ほか、4特別会計、3事業会計の決算認定に当たっては、予算の適正な執行とその効果について慎重かつ真剣に審査、審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では7名の議員が登壇され、新型コロナウイルスの対応や産業振興、公共交通対策、有害鳥獣対策、スポーツ振興など、町行政に対し様々な観点から活発な論戦を展開いただきました。町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査、審議にご協力あるいはご答弁いただいたことに改めて感謝申し上げます。

なお、決算審査意見はもとより、一般質問や委員会でも出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

新型コロナウイルスについては、7月から始まった第7波が、夏を過ぎてようやく下り坂となり、新規陽性者の発生や確保病床使用率は減少傾向となっています。県では、9月13日に医療非常事態宣言を解除し、医療特別警報に切り替え、感染警戒レベルを5に引き下げましたが、本日対策本部が開かれ、医療特別警報を解除し、医療警報に切り替えられ、北信圏域の感染警戒レベルは4となりました。

国では延期されていた全国旅行支援の実施も検討され、これから秋の行楽シーズンを迎える中、町におきましても観光業や飲食店にとって明るい材料となることを期待したいところです。

一方、オミクロン株の症状は倦怠感などを訴える方も多く見られ、気を緩めることなく、引き続き基本的な感染対策を行っていくことが重要であると考えます。

これから日ごとに秋も深まってまいります。議員、理事者、管理職各位には、くれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（高山祐一君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 令和4年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、9月1日から22日の会期中で、令和3年度決算審査をはじめ、2日間の一般質問では、地域公共交通対策への取組や現状、有害鳥獣対策についてなど、活発なご議論をいただき、また提案いたしました案件につきましては、全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。とりわけ令和3年度決算に当たっては、予算決算審査委員会において慎重に審議いただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。決算審査並びに一般質問においていただきました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政運営に十分反映してまいりたいと思っております。

9月11日、天候にも恵まれ、第1回となる志賀高原ヒルクライム2022に全国から自転車愛好者697名がエントリーされ、最高齢者77歳、最年少者13歳が志賀高原サンバレーをスタートし、日本国道最高地点2,172メートルまでの渋峠までの標高差1,400メートル、13.4キロを、さわやかな高原の風を切り走破される風景は圧巻でした。

思えば、自転車で片山右京さん、黒川未来夫さん、荻原健司さんらと温泉街や果樹地帯を自転車で、ゆっくりと風景や特産品を楽しんでいただき、それで、愛好者のほうから志賀高原でもっと長い距離をとの強いご要望をいただき、志賀高原観光協会や木島平村、野沢温泉村、栄村を往復する118キロのサイクルイベントとして志賀高原ロングライドを実施をしました。ところが、日本国道最高地点を目指すレースをとの、さらに強いご要望をいただき、10年前に町と志賀高原観光協会の中野警察署、建設事務所、草津町へ要望を続けました。迂回路のない国道ということで大変難航しましたが、3年前にやっとOKが出たものの、新型コロナで2年間開催できず、スタートラインで号砲を鳴らすとき、まさに感無量でした。10年間、職員、志賀高原観光協会の皆さんには、諦めず粘り強く折衝していただき、本番の準備、そして事故もなく終了できたことに、改めて感謝申し上げます。参加者のアンケートなどを参考に、来年の第2回に向けた準備を、これからしてまいりたいと思っております。

9月12日に、長野県志賀高原自然保護センターの令和4年度総会が開催され、事業、決算等は例年どおり特段なことはございませんでしたが、長野県志賀高原自然保護センターの改修・移譲について、長野県環境自然保護課長より、平成9年から築25年たった、当時、工事費、展示物含めて約6億5,000万円かけた志賀高原自然保護センターがオープンし、山ノ内町がそれを受託し管理してきましたが、魅力ある展示内容にバージョンアップするため、国の自然環境整備交付金などを活用し、3年かけてリニューアルするとともに、施設を県有から町有施設に移譲してほしい旨説明があり、基本的に総会の中でご了承されるとともに、令和7年度中のオープンに向け、長野県、山ノ内町、志賀自然保護センターで協議をしながら、魅力ある展示内容となるように国・県の補助金など十分検討を重ね、実施計画、予算に反映してまいりたいと思っております。

今年の冬のインバウンド回復に向けて、10月29日から11月3日に、オーストラリアに阿部知事のトップセールスに合わせて、県から同行要請を受け、他市町村と共に訪問いたします。現在、日本の新型コロナ対策の水際対策が厳しいことから、9月8日、内々に長野県知事と山ノ内町長、新潟県知事と妙高市長の4名で、国土交通省、与党議員に緊急要請してほしいという旨の連絡をいただき、9月14日、急遽阿部知事と同行し、陳情してまいりました。

要望内容は、一つとして、個人旅行の解禁、二つとして、地方空港の国際線再開、特に新潟空港、松本空港のことを具体的にさせていただきますが、それと併せて三つ目に、誘客キャンペーンの積極的な展開を、国土交通省の清水政務官、菅前首相、二階自民党前幹事長、小泉前環境大臣のほか、県選出の務台前環境副大臣、後藤前厚生労働省大臣、中川衆議院議員に要請してまいりました。前日、岸田首相がインバウンドの積極的な誘客表明もあり、タイミングのいい陳情となり、各お立場でそれぞれ力強い支援メッセージをいただいたところでございます。

なお、昨日、阿部知事に、訪米中の岸田首相が現地での記者会見の際にインバウンド解禁についてコメントする旨の情報をいただきました。そして先ほど、記者会見で、ニューヨークですけれども、10月から水際対策を緩和するという岸田首相の記者会見で表明がありました。9月14日の緊急要請の効果かと大変期待するとともに、今後、その動向に合わせて、10月下旬のオーストラリアでのトップセールスには、引き続き阿部知事と共にPRし、誘客活動を展開してまいりたいと思います。何とか今年の冬、インバウンドを積極的に長野県、あるいは当町、日本国内で誘客することに、一つの弾みになったのではないかと考えております。

また、私はせっかく上京したので、日頃の町へのお礼や今後の支援協力にと、ANA総研阿部社長、日本観光振興協会久保田理事長、ふるさと回帰支援センターの高橋理事長、銀座NAGANOの山浦所長、環境省の和田事務次官、奥田自然環境局長、則久国立公園課長、さらには観光庁の富田観光資源課長を訪問、懇談し、情報交換と絆を深めてまいったところでございます。

また、昨日、知事と市長会、町村会の役員との意見交換会がございまして、その中では、新型コロナ対策として確保病床使用率が医療特別警戒基準の35%を下回ったことから、レベル4の医療警報に切り替える、そして二つ目としては、9月26日より国の発症届の対象を65歳以上、それから入院必要者、さらには3点目に重症化リスクがあり医師が判断する方、4点目として妊婦に限定すると。また、療養期間を10日間から7日間にする、さらには全国一律の全数把握を見直し、市町村ごとから広域単位にすることなどの方針が示されました。町としても国・県の方針に沿い、これからもコロナ対策に万全を期し、町民、観光客の安心・安全に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康には十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（高山祐一君） これにて令和4年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。
長時間ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員